

社会福祉法人神川町社会福祉協議会専決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が専決することのできる事項及び会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意味)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会長及び会長の権限の受任者の権限に属する事務をその権限の範囲で決裁することをいう。
- (3) 代決 会長、会長の権限の受任者又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は、事故あるとき、若しくは欠けたとき（以下「不在」という。）に一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。

(事務の代決)

第3条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定した順位にしたがって副会長がその事務を代決することができる。

2 会長及び副会長が不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。

3 常務理事が不在のときは、事務局長が常務理事の権限に属する事務を代決することができる。

(代決の制限)

第4条 前条の代決は急施を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又は、あらかじめ決裁責任者の使命を受けたものに限る。

(後閲等)

第5条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りではない。

(会長の専決事項等)

第6条 定款第27条の規定により会長が専決することのできる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の任免に関すること。
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営

に重大な影響があるものを除く。)

- (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (4) 工事又は製造の請負については、400万円未満の契約、食料品・物品等の買入については300万円未満の契約、それ以外のものについては200万円未満の契約を締結すること。
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円未満のもの。
- (6) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの。
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (9) 役員の旅行命令及び復命に関すること。
- (10) 職員の昇給・昇格に関すること。
- (11) 各種証明書の交付に関すること。
- (12) 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項は除く。）

2 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事会に報告しなければならない。

3 会長が専決することのできる事項については、その一部を常務理事の専決事項とすることができる。

（常務理事の専決事項等）

第7条 常務理事が専決することのできる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長の宿泊を要しない出張に関すること。
- (2) 事務局長の年次休暇に関すること。
- (3) 事務局長以外の職員の宿泊を要する出張に関すること。
- (4) 職員の一般研修に関すること。
- (5) 定例の刊行物の発行に関すること。
- (6) 1件200万円未満の工事の施工に関すること。
- (7) 1件100万円未満の物件の購入に関すること。
- (8) 1件200万円未満の支出負担行為及び支払命令に関すること。
- (9) 1件100万円未満の収入の調整並びに収入命令に関すること。
- (10) 特別会計に関する予算繰入に関すること。
- (11) 報告及び業務に関すること。

2 常務理事が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに会長に報告しなければならない。

(事務局長の専決事項)

第8条 事務局長が専決することのできる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の宿泊を要しない出張命令に関する事。
- (2) 職員の年次休暇に関する事。
- (3) 軽易な文書の照会及び回答に関する事。
- (4) 定期、定例による届出、その他諸報告に関する事。
- (5) 生活福祉資金借入申込みの受理及び調査に関する事。
- (6) 福祉資金借入申込みの受理及び調査に関する事。
- (7) 善意銀行払出し申込みの受理、調査及び払い出しに関する事。
- (8) 要保護、要援護団体の育成及び指導に関する事。
- (9) ボランティアの育成及び指導に関する事。
- (10) 職員の業務分担に関する事。
- (11) 補助金交付金、配分金及び委託金の交付並びに申請に関する事。
- (12) 1件10万円未満の支出負担行為及び支出命令並びに1件10万円未満の調定及び収入命令に関する事。
- (13) 次に掲げる義務的経費の支出負担行為及び支出命令に関する事。
健康保険料、厚生年金保険料、退職手当積立金、共助会掛金及び1件50万円未満の報酬、給料、職員手当、ヘルパー等賃金、旅費
- (14) 職員の休日及び時間外勤務命令に関する事。
- (15) 印刷物及び消耗品に関する支出負担行為のある支払いに関する事。
- (16) 金銭出納に関する台帳及び科目別元帳に関する事。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。